○復興庁告示第七十二号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十四年三月二十三日付けで認定した復興推進計画（塩竈市復興推進計画（認定番号宮城第三号））に係る指定金融機関を平成二十五年十一月二十七日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十五年十二月三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社七十七銀行

二　住所　宮城県仙台市青葉区中央三丁目三番二十号

○復興庁告示第七十三号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十五年十一月五日付けで認定した復興推進計画（塩竈市復興推進計画（認定番号宮城第三十一号））に係る指定金融機関を平成二十五年十一月二十七日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十五年十二月三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社七十七銀行

二　住所　宮城県仙台市青葉区中央三丁目三番二十号

○復興庁告示第七十四号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十五年十一月五日付けで認定した復興推進計画（栗原市復興推進計画（認定番号宮城第三十二号））に係る指定金融機関を平成二十五年十一月二十七日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十五年十二月三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社日本政策投資銀行

二　住所　東京都千代田区大手町一丁目九番六号

○復興庁告示第七十五号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十五年十一月五日付けで認定した復興推進計画（いわき市復興推進計画（認定番号福島第二十四号））に係る指定金融機関を平成二十五年十一月二十七日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十五年十二月三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社東邦銀行

二　住所　福島県福島市大町三番二十五号

○復興庁告示第七十六号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十五年十一月五日付けで認定した復興推進計画（いわき市復興推進計画（認定番号福島第二十四号））に係る指定金融機関を平成二十五年十一月二十七日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十五年十二月三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社七十七銀行

二　住所　宮城県仙台市青葉区中央三丁目三番二十号

○復興庁告示第七十七号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十五年十一月五日付けで認定した復興推進計画（いわき市復興推進計画（認定番号福島第二十四号））に係る指定金融機関を平成二十五年十一月二十七日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十五年十二月三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社常陽銀行

二　住所　茨城県水戸市南町二丁目五番五号

○復興庁告示第七十八号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十五年十一月五日付けで認定した復興推進計画（いわき市復興推進計画（認定番号福島第二十四号））に係る指定金融機関を平成二十五年十一月二十七日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十五年十二月三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社福島銀行

二　住所　福島県福島市万世町二番五号

○復興庁告示第七十九号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十五年十一月五日付けで認定した復興推進計画（いわき市復興推進計画（認定番号福島第二十四号））に係る指定金融機関を平成二十五年十一月二十七日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十五年十二月三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社日本政策投資銀行

二　住所　東京都千代田区大手町一丁目九番六号

○復興庁告示第八十号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十五年十一月五日付けで認定した復興推進計画（いわき市復興推進計画（認定番号福島第二十五号））に係る指定金融機関を平成二十五年十一月二十七日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十五年十二月三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社三井住友銀行

二　住所　東京都千代田区丸の内一丁目一番二号

○復興庁告示第八十一号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十五年十一月五日付けで認定した復興推進計画（白河市復興推進計画（認定番号福島第二十六号））に係る指定金融機関を平成二十五年十一月二十七日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十五年十二月三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社みずほ銀行

二　住所　東京都千代田区丸の内一丁目三番三号

○復興庁告示第八十二号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十五年十一月五日付けで認定した復興推進計画（伊達市復興推進計画（認定番号福島第二十七号））に係る指定金融機関を平成二十五年十一月二十七日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十五年十二月三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社日本政策投資銀行

二　住所　東京都千代田区大手町一丁目九番六号

○復興庁告示第八十三号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十五年十一月五日付けで認定した復興推進計画（伊達市復興推進計画（認定番号福島第二十七号））に係る指定金融機関を平成二十五年十一月二十七日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十五年十二月三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社東邦銀行

二　住所　福島県福島市大町三番二十五号

○復興庁告示第八十四号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十五年十一月五日付けで認定した復興推進計画（本宮市復興推進計画（認定番号福島第二十八号））に係る指定金融機関を平成二十五年十一月二十七日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十五年十二月三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社東邦銀行

二　住所　福島県福島市大町三番二十五号

○復興庁告示第八十五号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十五年十一月五日付けで認定した復興推進計画（本宮市復興推進計画（認定番号福島第二十八号））に係る指定金融機関を平成二十五年十一月二十七日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十五年十二月三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社東邦銀行

二　住所　福島県福島市大町三番二十五号

○復興庁告示第八十六号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十五年十一月五日付けで認定した復興推進計画（会津坂下町復興推進計画（認定番号福島第三十号））に係る指定金融機関を平成二十五年十一月二十七日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十五年十二月三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社東邦銀行

二　住所　福島県福島市大町三番二十五号

○復興庁告示第八十七号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十五年十一月五日付けで認定した復興推進計画（棚倉町復興推進計画（認定番号福島第三十一号））に係る指定金融機関を平成二十五年十一月二十七日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十五年十二月三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社東邦銀行

二　住所　福島県福島市大町三番二十五号